

押上西和町会規約

(目的)

第1条 本会は、会員の相互扶助と親睦を図ることを中心に、以下に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 各種公共事業に協力し、社会共同福祉に寄与する
- (2) 集会施設の維持管理
- (3) 倉庫施設の維持管理
- (4) 餅つき大会、盆踊り大会、祭礼、連合町会等地域活動などの実施
- (5) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (6) 美化、防犯、交通、防災等区域内の環境の整備

(名称)

第2条 本会は、押上西和町会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、以下の住所とし、四部に分ける。(別紙区域図面参照)

- 第一部 押上2丁目27, 28, 29, 39, 42, 43番地内
- 第二部 押上1丁目17, 18, 押上3丁目1, 2, 3, 4, 5番地内
- 第三部 押上3丁目5, 6, 7, 8, 9番地内
- 第四部 押上2丁目34, 36, 40, 41番地内

(事務所)

第4条 本会の事務所は、墨田区押上1丁目17番5号押上西和町会会館に置く。
(但し連絡先等は、代表者(会長)の自宅にするものとする)

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人と、並びに店舗、営業所、又はこれに類する土地、建物を有する者にして本会の趣旨に賛同する者を以て組織する。会員登録は自由とする。

2 第一項に該当しない個人と、並びに店舗、営業所、又はこれに類する土地、建物を有する者において、本会の目的、事業を賛助する為、賛助会員となることが出来る。

(会費)

第6条 会員は、本会の事業目的達成の為、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 本会の会費は原則1ヶ月一口金400円とし口数は各自の任意とする。
- 3 賛助会員の会費は1ヶ月一口金100円とし口数は各自の任意とする。
- 4 会費は世帯単位に収めることとする。
- 5 集合住宅、社宅等の場合、管理組合又は会社より一括納入とする。
- 6 会費は担当役員が集金又は、指定口座に振込を以て行う事とする。
- 7 納入の会費は理由の如何を問わず返還しないものとする。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有するもので、会員又は賛助会員になろうとする者は、会長、町会役員に申し出ることとする。

2 本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとす。

- 1 (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より会長、町会役員に申し出を行い確認された場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

(役員の種類)

第9条 本会に次の役員を置く。

但し、役員会に於いて若干人数の変更が出来るものとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 相談役 若干名
- (4) 総務 若干名
- (5) 会計 2名
- (6) 会計監査 2名
- (7) 地区部長 4名
- (8) 事業部長 7名

- (9) 地区副部長 若干名
- (10) 事業部副部長 若干名
- (11) 幹事 若干名
- (12) 班長 若干名

(事業部)

第10条 本会はその目的達成する為次の事業部を設け事業を行う。

- 1、防犯部 2、防火防災部 3、衛生部 4、文化厚生部 5、交通部
- 6、青少年部 7、婦人部

(役員を選任)

第11条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 役員を選任は次のとおりとする。
- ①会長は総会に於いて選挙又は其の他の方法を以て選出する。
- ②副会長は総会に於いて選挙又は其の他の方法を以て選出する。
- ③会計、会計監査及び総務は、会長が委嘱する。
- ④事業部長は事業部役員の中から互選により選出し、会長が委嘱する。
- ⑤地区部長、地区・事業部副部長及び幹事は地区の部毎に選出する
- ⑥班長は地区の部毎に選出する。
- ⑦顧問及び相談役は会長之を委嘱する。

(役員職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは副会長協議の上その職務を代行する。
- 3 役員は、会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告する。
- 4 前項の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求する。
- 5 会計は本会の経理事務一切を処理する。
- 6 総務は会長の指示に基づき本会の事務一切を処理する。
- 7 会計監査は本会の経理事務を監査する。
- 8 地区部長、事業部長は会長の指示に基づき会長を補佐し部の事業の責任者となり会務を処理する。
- 9 幹事は地区部長、事業部長の指示により本会事業の遂行にあたる。
- 10 副部長は部長を補佐し事業の遂行に協力する。
- 11 班長は班区域内の本会事業の遂行にあたる。
- 12 顧問及び相談役は会長の諮問に應ずる。

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員会)

第14条 本会の役員会は次の四種とする。

- ①役員会 ②執行部役員会 ③幹部役員会 ④全役員会

(役員会の構成)

第15条 役員会は相談役、会長、副会長、会計、監査、総務、各事業部長、副部長を以て構成する。

- 2 執行部役員会は相談役、会長、副会長、会計、監査、総務を以て構成する。
- 3 幹部役員会は相談役、会長、副会長、会計、監査、総務、各事業部長を以て構成する。
- 4 全役員会は第9条の役員を以て構成する。

(会議)

第16条 本会の会議は下記の通りとする。

- 1 総会、臨時総会、役員会、執行部役員会、幹部役員会、事業部役員会とする。
- 2 総会は年度に1回開催し、会長が必要と認められた時又は会員の過半数の要求があった時は臨時総会を開催する。
- 3 役員会、執行部役員会、幹部役員会は、会長が必要と認められた時に随時開催する。事業部役員会は部長が必要と認められたとき開催する。
- 4 本会の各会議の決議は出席者数の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

(役員会の権能)

第17条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(総会の議事録)

第18条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席者数
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

(役員会の議長)

第19条 役員会の議長は、役員会出席者の中から選出する。

(資産の構成)

第20条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第21条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(財産の処分)

第22条 本会の資産で第30条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において四分の三以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第23条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第24条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告書等及び決算)

第25条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書等を作成し役員会及び会計監査の監査を受け、毎会計年度終了後二月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の変更)

第27条 この規約は、総会において出席者数の四分の三以上の議決を得、かつ、墨田区長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第28条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

(残余財産の処分)

第29条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において出席者数の四分の三以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

(備付け帳簿及び書類)

第30条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役

員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委 任)

第31条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(附 則)

- 1 本規約に規定していない緊急かつやむを得ない事情が生じた場合は、役員会を以て処理することができる。
- 2 その決定事項は、すみやかに会員に回覧通知することとする。
- 3 賛助会員にあっては、会長及び幹部役員会の推薦により、総会で承認可決された場合、役員となることが出来る
- 4 本会の会員死亡の場合は金5,000円、同居家族の場合は金3,000円也を弔慰金として贈る。
- 5 本会の役員として永年勤続し、役員会の決議のもとに感謝状を贈呈する。
- 6 本規約は昭和61年10月より改正施行する。
本規約は平成16年10月より改正施行する。
本規約は平成29年4月22日から施行する。

押上西和町会地域地図

凡例	
--- 部 境	■ 防火水槽
--- 丁目境	■ 区設置消火器
■ 1部消火器	■ 商栄会設置消火器
■ 2部消火器	■ はしご
■ 3部消火器	
■ 4部消火器	

